

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成29年7月3日(月) 午後2時51分～午後3時23分					
②	会 場	総合福祉センター 4階多目的ホール					
③	出席委員						
1	菊地定邦	2	白居裕	3	尾山満則		
5	松本強	6	菊地正夫	7	幸野登吉	8	上田健二
9	矢野正祥	10	山首憲市	11	沖田辰夫	12	石岡猶一
13	宮浦実	14	矢野吉信	15	松長清雄	16	橋本英司
17	小川健	18	水本福泉	19	丸井幸造	20	山本多喜男
21	垣見正志	22	西内清信	23	大本昭裕	24	武知明
25	堀井一男	26	富永眞二	27	坂幹幸	28	浅野誠司
29	竹林均	30	土居敏	31	永見計夫	32	上田栄一
33	西野洋一	34	吉岡きみ子	35	川本由紀美	36	城本豊子
37	上川千代香						
④	欠席委員	4	台越正洋				
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	木藤事務局長		是澤次長		沖田専門員(農地)	
		都築専門員(農政)		武田主査(農地)			
⑦	農 林 水 産 課	篠原課長		井上課長補佐		松田主事	
⑧	会 議 の 内 容	議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第47号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告 について					
		議案第48号 非農地証明について					
		議案第49号 非農地通知について					
		議案第50号 農用地利用集積計画の決定について					

事務局（局長）	只今から平成29年第7回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は37名中36名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、4番 台越正洋委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、1番 菊地定邦委員並びに2番 白居裕委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、阿蔵字島田の土地、田1筆・889㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、水稻の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。</p> <p>修正をお願いします。売買単価の10アール当たりの金額が間違っております。正しくは、112,486円です。</p> <p>2番、長浜町櫛生の土地、畑1筆・175㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、野菜の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事しています。</p> <p>3番、肱川町中居谷の土地、畑1筆・2,872㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、果樹（栗、柑橘）の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人及び母が年間を通して従事しています。</p> <p>以上、3件のご審議をよろしくをお願いします。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
1 番	<p>1番案件について、調査結果を報告いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。この報告書は5月20日に現地調査をしたものです。</p> <p>売買による所有権移転になります。</p> <p>申請地は、平野公民館から北東に約200mに位置している田1筆に</p>

なります。現在も水稻が栽培され、良好に耕作されています。

譲渡人は松山市に在住しており、農作業が困難であること、譲受人は申請地の北側の田を所有しており、効率良く作業することが出来ます。譲受人夫婦と母が年間を通して農業に従事しており、現況通り引き続き水稻を栽培する計画であるため、周辺農地への影響は生じないものと考えます。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状のまま水稻を植栽される計画であることから、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、2番。

20番

2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。

2番案件は売買による所有権移転になります。

申請地は、櫛生公民館の東に約1kmにある譲受人の自宅に隣接する畑になります。

以前は、葉たばこの乾燥場が建っておりましたが、現在は撤去され管理耕作の状況となっています。所有権移転後は露地野菜の栽培を始めるとのことです。

譲受人は、年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、3番。

27番

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

3番案件も売買による所有権移転になります。

申請地は、元の正山小学校から北北東に約2kmの山間部の畑1筆になります。以前は田として水稻を栽培しておりましたが、現在は休耕されており、所有権移転後は栗やかんきつ類を植栽される予定になっています。

譲受人は実家に住むお母さんと年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状のまま栗やかんきつ類を植栽される予定であることから、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)	只今、地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はございませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。 次に、議案第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 (主査兼農地係)	失礼いたします。 議案第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の4ページから8ページを併せてご覧ください。 1番、若宮の土地1筆です。 現在、申請人が居住している住宅に、子ども世帯が住むことになったため、隣接地である申請地を利用して、新たに自己住宅を建築するものです。 申請地は、大洲市の中心部から北北東に約2kmのところのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第一種住居地域)が定められている区域内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料4ページをご確認ください。 以上、1件です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
2番	1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。 説明資料の4ページから8ページを参考にさせていただきたいと思えます。 申請地の場所でございますが、説明資料の5・6ページのとおり、旧大洲長浜線を大洲駅から約500mのところにある農地でございます。こちらは、第3種農地でございますので、立地基準につきましては問題ないと思えます。 次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、資力及び信用につきましては、自己資金で行いますし、転用面積の妥当性につきましても、特に問題ないと思われます。 第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する宅地及び農地は、自己所有地でありますし、また、各項目において適当と思われることから問題ないと思えます。 よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると思えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長（会長）	只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の9ページから13ページまでをご覧ください。</p> <p>1番、東若宮の土地、879㎡の案件は、当社は不動産業をしているが、申請地は住宅地としての需要が見込めることから、新たに住宅用地として販売するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。</p> <p>以上、1件でございます。ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
3番	<p>それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の9ページから13ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、10・11ページの位置図のとおり、大洲市立図書館の北、約150mに位置する農地です。</p> <p>まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないと思われま。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地の東側に農地がありますが、周辺農地の同意は得られているとのことから、特に問題ないと思われま。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>

議 長（会長）	只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございますか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第47号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第47号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。</p> <p>議案書4ページ、5ページ及び議案説明資料の14ページ、15ページをご覧ください。</p> <p>当議案では、前年度の事業状況報告がありました『株式会社 大谷村』と『有限会社 西南巨峰園』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。</p> <p>1番 株式会社 大谷村です。</p> <p>確認要件は4つとなっています。</p> <p>一つ目、法人形態は、株式会社です。</p> <p>二つ目、事業要件ですが、すべてが農業による売上になりますので、要件を満たしております。</p> <p>三つ目、議決権要件ですが、議決権40口のうち農業関係者の議決権が2分の1以上でありますので、要件を満たしております。</p> <p>四つ目、役員要件。役員5名のうち、3名が農業の常時従事者であり、なおかつ農作業に従事する者が1名以上いるため、この要件も満たしております。</p> <p>2番 有限会社 西南巨峰園です。</p> <p>西南巨峰園につきましては、これまで内子町農業委員会へ法人報告していましたが、所有農地が大洲市内にあるとのことで、今後はこちらの農業委員会に報告してもらうようになりました。</p> <p>確認要件ですが、</p> <p>一つ目、法人形態は、特例有限会社になります。</p> <p>二つ目、事業要件ですが、すべてが農業による売上になりますので、要件を満たしております。</p> <p>三つ目、議決権要件です。親子で経営されており、議決権300口すべてが農業関係者であり、この要件も満たしております。</p> <p>四つ目、役員要件についても、親子で農業に常時従事されており、要件を満たしております。</p> <p>以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われまます。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することにご異議はありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。 次に、議案第48号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 (次長)	失礼いたします。 議案第48号「非農地証明について」ご説明申し上げます。 議案書6ページ並びに別紙議案説明資料の16ページから19ページまでを併せてご覧ください。 1番、肱川町中居谷の土地、187㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。 申し出によりますと、申請地は昭和55年頃に植林しており、35年以上が経過し、復旧が著しく困難となったとのことでございます。 以上1件、187㎡でございます。ご審議の程お願いいたします。
議長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
27番	それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。 議案説明資料の16ページから19ページを参考にしてください。 申請地は、18ページの位置図のように旧正山小学校から北北東に約2.3kmの中居谷地区に存する農地です。 申請によりますと、申請地は、昭和55年頃に植林したもので35年以上が経過し、復旧が著しく困難との申し出です。 申請地は現地調査による樹木の生育状況から植林後少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。 よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長 (会長)	只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。
委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第49号「非農地通知について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第49号「非農地通知について」ご説明申し上げます。

議案書7ページ並びに別紙議案説明資料の20ページから25ページまでを併せてご覧ください。

非農地通知につきましては、昨年、第12回定例総会におきましてご説明をさせていただき、その際、先行して実施することに堀井委員さんから手を挙げていただいた宇和川地区について、本日上程させていただいたものでございます。

なお、調査は、農林水産省通知の「農地法の運用について」第4に従って実施したところでございます。

1番・2番・3番・5番の案件は、7筆ともその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断したものでございます。

また4番案件につきましては、土地の周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断したものでございます。

以上5件、8筆、774.16㎡でございます。ご審議の程よろしくお願いをいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

25番

それでは、非農地通知に関する5案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の20ページから25ページを参考にしてください。

当該地は、22ページの位置図のように、先程事務局が説明したとおり、それぞれ肱川町宇和川に存する農地です。

1番・2番・3番・5番案件は、7筆とも市道脇の狭小な農地で森林の様相を呈しているなど農地に復元することは著しく困難であると思われる、また、周辺の土地の状況も急峻な地形で竹林や雑木林になっていることから、仮に農地として復元しても継続して利用することができないものと見込まれます。農道を付ける際に残った小さな土地の面積になります。

また4番案件は、隣接する小藪川から大きな段差があり、進入路もなく竹が繁茂している状況であり、また、周辺も急峻な地形であることから、農地として復元しても継続して利用することはないと見込まれます。

よって、本件は、それぞれ非農地と判断でき、非農地通知は適切と考えます。以上です。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、これらの土地については証明願の土地については非農地と判断し、非農地通知書を交付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、これらの土地は、非農地と判断し、非農地通知書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の8ページからをご覧ください。 1番 新たに農地を借り受けて水稻を栽培するため、賃貸借権を3年間設定しようとするものです。 2番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。 3番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。 4番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。 5番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。 6番 新たに農地を借り受けて粟を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。 7番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。 8番 引き続き、葉たばこを栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。 9番 新たに農地を借り受けて、粟を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。 10番 新たに農地を借り受けて水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。 11番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。 以上、利用権設定・件筆数は、11件・17筆、利用権設定総面積は、15,888㎡。 いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。
